

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第一号）等に基づき、同法の施行に伴う給与の支給等の特例に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十八年一月二十六日

人事院総裁 一 宮 なほみ

人事院規則九―一四一

平成二十七年勸告改正法の施行に伴う給与の支給等の特例

（定義）

第一条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 経過措置額支給特定職員 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百五号。以下「平成二十六年改正法」という。）附則第七条第一項に規定する特定職員であり、かつ、平成二十七年四月一日前に五十五歳に達した者であつて、同条の規定による俸給を支給されるものをいう。

二 施行日 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第一号。以下

「平成二十七年勸告改正法」という。）の施行の日をいう。

三 改正後の給与法 平成二十七年勸告改正法第一条の規定による改正後の給与法をいう。

四 改正前の給与法 平成二十七年勸告改正法第一条の規定による改正前の給与法をいう。

（経過措置額支給特定職員に対する給与の支給の特例）

第二条 経過措置額支給特定職員に対する平成二十七年四月一日から施行日の前日の属する月の末日までの間に係る次の各号に掲げる給与の支給に当たっては、この規則の規定（第四条の規定を除く。）の適用がないものとした場合に改正後の給与法の規定（平成二十六年改正法附則第七条の規定を含む。次条において同じ。）により支給されるべき額（第五号から第八号まで及び第十号にあつては、それぞれ当該各号に掲げる手当の支給されるべき額の合計額）が、改正前の給与法の規定（平成二十六年改正法附則第七条の規定を含む。以下この条及び次条において同じ。）により支給されるべき額（第五号から第八号まで及び第十号にあつては、それぞれ当該各号に掲げる手当の支給されるべき額の合計額）に達しない場合は、改正前の給与法の規定により支給されるべき額に相当する額をもってそれぞれ次の各号に掲げる給与の額とする。

- 一 俸給（人事院の定める場合におけるものに限る。）
- 二 専門スタッフ職調整手当
- 三 地域手当（第五号から第八号まで又は第十号に該当するものを除く。）
- 四 広域異動手当（次号から第八号までに該当するものを除く。）
- 五 給与法第十一条の八第四項（規則九―一二一（広域異動手当）第六条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用がある場合における地域手当及び広域異動手当（それぞれ次号から第八号までに該当するものを除く。）
- 六 給与法第十一条の八第四項及び規則九―五五（特地勤務手当等）第三条の規定の適用がある場合における地域手当、広域異動手当及び特地勤務手当（それぞれ第八号に該当するものを除く。）
- 七 給与法第十一条の八第四項及び規則九―五五第六条の規定の適用がある場合における地域手当、広域異動手当及び特地勤務手当に準ずる手当（それぞれ次号に該当するものを除く。）
- 八 給与法第十一条の八第四項並びに規則九―五五第三条及び第六条の規定の適用がある場合における地域手当、広域異動手当、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当

九 特地勤務手当（第六号、前号又は次号に該当するものを除く。）

十 規則九―五五第三条の規定の適用がある場合における地域手当及び特地勤務手当（それぞれ第六号又は第八号に該当するものを除く。）

十一 特地勤務手当に準ずる手当（第七号又は第八号に該当するものを除く。）

十二 超過勤務手当

十三 休日給

十四 夜勤手当

十五 期末手当

十六 勤勉手当

第三条 経過措置額支給特定職員（人事院の定める職員を除く。）に対する平成二十七年四月一日から施行日の前日の属する月の末日までの間に係る給与法第十五条その他の法令の規定による給与の減額（人事院の定めるものに限る。第五条第二項において「第十五条等減額」という。）に当たっては、この規則の規定（次条の規定を除く。）の適用がないものとした場合に改正後の給与法の規定による給与に係る減額さ

れるべき額が、改正前の給与法の規定による給与に係る減額されるべき額を超える場合は、改正前の給与法の規定による給与に係る減額されるべき額に相当する額をもって減額する額とする。

（平成二十六年改正法附則第七条の規定による俸給の特例）

第四条 平成二十七年四月一日から施行日の前日までの間において規則九―一三九（平成二十六年改正法附則第七条の規定による俸給）第三条第一項第二号に掲げる場合に該当した職員に対する平成二十六年改正法附則第七条第二項又は第三項の規定による俸給については、同規則第三条又は第四条の規定にかかわらず、人事院の定めるところによる。

第五条 平成二十七年四月一日から施行日の前日までの間において、経過措置額支給特定職員について、改正後の給与法の規定による俸給月額から給与法附則第八項第一号に定める額に相当する額を減じた額と平成二十六年改正法附則第七条の規定による俸給の額との合計額（給与法附則第六項の規定の適用を受ける職員にあつては同項の規定の適用がないものとした場合の合計額とし、それらの合計額に一円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額とする。）が、改正前の給与法の規定による俸給月額から給与法附則第八項第一号に定める額に相当する額を減じた額と平成二十六年改正法附則第七条の規定による俸給の

額との合計額（給与法附則第六項の規定の適用を受ける職員にあっては同項の規定の適用がないものとした場合の合計額とし、それらの合計額に一円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額とする。）に達しないときにおける規則九―一三九第五条の規定の適用については、同条中「切り捨てた」とあるのは、「切り上げた」とする。

2 前項の規定は、経過措置額支給特定職員に対して支給される第二条各号に掲げる給与の額及び経過措置額支給特定職員に対する第十五条等減額の額の算定の基礎となる場合における平成二十六年改正法附則第七条の規定による俸給については、適用しない。

（雑則）

第六条 この規則に定めるもののほか、平成二十七年勸告改正法の施行に伴う給与の支給等の特例に関し必要な事項は、人事院が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置額支給特定職員に関する規則九―一三五の規定の読替え)

2 経過措置額支給特定職員に関する規則九―一三五(原子力安全基盤機構解散法附則第五条の規定による

特別の手当) 第五条第二項の規定の適用については、同項中「第六条の四」とあるのは、「第六条の四、

規則九―一四一(平成二十七年勸告改正法の施行に伴う給与の支給等の特例) 第五条第一項」とする。

○ 人事院規則九―一三五 読替表（附則第二項関係）

読替後	読替前
<p>（差額基本手当を俸給とみなす場合） 第五条（略） 2 差額基本手当を受ける原子力規制委員会職員となった者に係る給与法第十条の五及び第十九条の四並びに附則第八項及び第十項、任期付職員法第七条第四項、規則九―一五五第六条の二及び第六条の四、規則九―一四一（平成二十七年勸告改正法の施行に伴う給与の支給等の特例） 第五条第一項並びに規則一六―〇第四十四条の規定により読み替えられた同規則第十三条、第十五条及び第十 六条の俸給月額は、給与法の規定による俸給月額に差額基本手当の月額を加算した額とする。</p>	<p>（差額基本手当を俸給とみなす場合） 第五条（同上） 2 差額基本手当を受ける原子力規制委員会職員となった者に係る給与法第十条の五及び第十九条の四並びに附則第八項及び第十項、任期付職員法第七条第四項、規則九―一五五第六条の二及び第六条の四並びに規則一六―〇第四十四条の規定により読み替えられた同規則第十三条、第十五条及び第十六条の俸給月額は、給与法の規定による俸給月額に差額基本手当の月額を加算した額とする</p>

給実甲第1200号

平成28年1月26日

人事院事務総長

人事院規則9—141（平成27年勧告改正法の施行に伴う給与の支給等の特例）の運用について（通知）

人事院規則9—141（平成27年勧告改正法の施行に伴う給与の支給等の特例）（以下「規則」という。）の運用について下記のとおり定めたので、平成28年1月26日以降は、これによってください。

記

第2条関係

この条の第1号の「人事院の定める場合」は、次に掲げる場合とする。

- 一 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）第23条第2項から第5項までの規定により支給する場合
- 二 給与法附則第6項本文の規定により半額を減ずる場合
- 三 日割りによる計算により支給する場合

第3条関係

- 1 この条の「人事院の定める職員」は、人事院規則9—49—45（人事院規則9—49（地域手当）の一部を改正する人事院規則）の施行により改定

された支給割合による地域手当を支給されることとなる職員（地域手当及び広域異動手当の支給を受ける職員で、これらの手当の支給割合の合計の割合がその改定の前後で同一であるものを除く。）とする。

2 この条の「人事院の定めるもの」は、次に掲げる規定による給与の減額（以下「第15条等減額」という。）とする。

一 給与法第15条

二 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）第26条第2項

三 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号）第20条第3項

四 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成15年法律第40号）第7条第2項

五 人事院規則1-39（構造改革特別区域における人事院規則の特例に関する措置）第2条第4項（同規則第3条第2項又は第4条第2項において準用する場合を含む。）

六 人事院規則1-4-8（営利企業の役員等との兼業）第5項

七 人事院規則1-7-2（職員団体のための職員の行為）第6条第7項

3 この条の規定の適用がある場合における給実甲第28号（一般職の職員の給与に関する法律の運用方針）第15条関係第2項に規定する俸給に対応する額、地域手当に対応する額及び広域異動手当に対応する額は、それぞれ規則第1条第4号に規定する改正前の給与法（以下「改正前の給与法」という。）の規定による額に相当する額とする。

4 規則第1条第1号に規定する経過措置額支給特定職員（第1項に定める職員を除く。）に対する平成27年4月1日から同条第2号に規定する施行日の前日の属する月の末日までの間に係る第15条等減額に当たって、規則の規定（規則第4条の規定を除く。）の適用がないものとした場合の規則第1

条第3号に規定する改正後の給与法の規定による給与に係る減額されるべき額と改正前の給与法の規定による給与に係る減額されるべき額が同額である場合における給実甲第28号第15条関係第2項に規定する俸給に対応する額、地域手当に対応する額及び広域異動手当に対応する額は、それぞれ改正前の給与法の規定による額に相当する額とする。

第4条関係

この条に規定する職員については、人事院規則9—139（平成26年改正法附則第7条の規定による俸給）第3条第1項第2号中「対応する俸給月額に」とあるのは「対応する俸給月額（同日が一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成28年法律第1号）の施行の日前であるときは、同法第1条の規定による改正前の給与法の規定による俸給月額。以下この号において同じ。）に」と、「と当該降格又は」とあるのは「と当該降格後に受けることとなる号俸（当該降格をした日が同法の施行の日前であるときは、規則9—8—80（人事院規則9—8（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則）の規定による改正前の規則9—8の規定による号俸）又は当該」と読み替えて同規則の規定を適用した場合の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成26年法律第105号）附則第7条の規定による俸給の額に相当する額を、同条第2項又は第3項の規定による俸給として支給する。

その他の事項

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成28年法律第1号）の施行に伴う給与の支給等の特例に関し、この通達により難しい場合には、あらかじめ事務総長の承認を得て別段の取扱いをすることができる。

以 上

平成 28 年 1 月 26 日

人 事 院 事 務 総 長

「人事院規則 1—34（人事管理文書の保存期間）の運用について」の一部改正について（通知）

「人事院規則 1—34（人事管理文書の保存期間）の運用について（平成 18 年 12 月 15 日事企法一 668）」の一部を下記のとおり改正したので、平成 28 年 1 月 26 日以降は、これによってください。

なお、改正前の「人事院規則 1—34（人事管理文書の保存期間）の運用について」第 1 項の表給実甲第 1180 号（平成 26 年改正法附則第 6 条の規定に基づく号俸の調整について）の欄に掲げられていた人事管理文書の保存期間については、なお従前の例によってください。

記

第 1 項の表給実甲第 1180 号（平成 26 年改正法附則第 6 条の規定に基づく号俸の調整について）の欄を次のように改める。

給実甲第 1199 号（平成 27 年勸告改正法の施行に伴い平成 26 年改	通知書等の写し	通知した日	5 年
--	---------	-------	-----

正法附則第7条の規定による俸給の額が減少した場合における職員に対する通知について)			
---	--	--	--

第1項の表給実甲第1181号（人事院規則9—139（平成26年改正法附則第7条の規定による俸給）の運用について）の欄の次に次のように加える。

給実甲第1200号（人事院規則9—141（平成27年勸告改正法の施行に伴う給与の支給等の特例）の運用について）	その他の事項の承認に関する文書等	取得の日	5年
---	------------------	------	----

以 上

平成18年事企法—668 新旧対照表（平成28年事企法—26関係）

改正後				改正前			
<p>1 人事院規則1—34（人事管理文書の保存期間）（以下「規則1—34」という。）第3条の人事院が定める人事管理文書（規則1—34第2条に規定する人事管理文書をいう。以下同じ。）は、次の表に掲げる人事管理文書とし、その保存期間は、その区分に応じ、それぞれ同表の基準日の欄に掲げる日の属する年度の翌年度の4月1日（同日以外の日を起算日とすることが人事管理文書の適切な管理に資すると認められる場合には、同欄に掲げる日から1年以内の日）から起算して同表の保存期間の欄に掲げる期間（当該期間以上の期間保存することが人事管理文書の適切な管理に資すると認められる場合には、当該期間以上の期間）とする。</p>				<p>1 人事院規則1—34（人事管理文書の保存期間）（以下「規則1—34」という。）第3条の人事院が定める人事管理文書（規則1—34第2条に規定する人事管理文書をいう。以下同じ。）は、次の表に掲げる人事管理文書とし、その保存期間は、その区分に応じ、それぞれ同表の基準日の欄に掲げる日の属する年度の翌年度の4月1日（同日以外の日を起算日とすることが人事管理文書の適切な管理に資すると認められる場合には、同欄に掲げる日から1年以内の日）から起算して同表の保存期間の欄に掲げる期間（当該期間以上の期間保存することが人事管理文書の適切な管理に資すると認められる場合には、当該期間以上の期間）とする。</p>			
人事管理文書の区分		基準日	保存期間	人事管理文書の区分		基準日	保存期間
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
給実甲第28号（一般職の職員の給与に関する法律の運用方針）	(略)	(略)	(略)	給実甲第28号（一般職の職員の給与に関する法律の運用方針）	(略)	(略)	(略)
給実甲第1199号（平成27年勸告改正法の施行に伴い平成26年改正法附則第7条の規定による俸給の額が	通知書等の写し	通知した日	5年	給実甲第1180号（平成26年改正法附則第6条の規定に基づく号俸の調整について）	第3の第2項の調書等	作成の日	10年
					第2の第3項第3号又は第4の承認に関する文書等	取得の日	5年
					第3の第1項の通知書等の写し	通知した日	5年

減少した場 合における 職員に対す る通知につ いて)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
給実甲第1 181号(人 事院規則 9-139 (平成26 年改正法附 則第7条の 規定による 俸給)の運 用について)	(略)	(略)	(略)	給実甲第1 181号(人 事院規則 9-139 (平成26 年改正法附 則第7条の 規定による 俸給)の運 用について)	(略)	(略)	(略)
給実甲第1 200号(人 事院規則 9-141 (平成27 年勸告改正 法の施行に 伴う給与の 支給等の特 例)の運用 について)	その他の事項の 承認に関する文 書等	取得の日	5年	(新設)			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2・3 (略)				2・3 (略)			

給 2 - 1 8

平成 2 8 年 1 月 2 6 日

各府省給与担当課長 殿

人事院事務総局給与局給与第二課長

給与法等の改正に伴う差額の支給等について（通知）

今回の一般職の職員の給与に関する法律（以下「給与法」という。）等の改正に伴い、改正後の給与法等に基づき平成 2 7 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）に遡及して支給される給与と改正前の給与法等に基づき既に支給された給与との差額を支給することとなりますが、当該差額の支給等については、下記の点に留意の上、速やかに支給するようお取り計らいください。

記

- 1 今回の給与法等及び人事院規則の改正により、俸給月額の改定、俸給の特別調整額の額の改定、初任給調整手当の額の改定、地域手当の支給割合の改定及び 1 2 月期勤勉手当の成績率の改定が切替日に遡って適用されることになるが、これらの改定によるそれぞれの給与の差額のほか、俸給月額、俸給の特別調整額、地域手当の改定に伴うこれらの給与を基礎として算定される給与の差額（俸給月額や地域手当等の改定による超過勤務手当、期末手当の差額等）についても追給が必要となること。

また、切替日以降において、広域異動手当、特地勤務手当を支給された職員でこれらの手当と地域手当との併給調整の規定の適用を受けたもの及び特地勤務手当に準ずる手当を支給された職員で当該手当と広域異動手当との併給調整の規定の適用を受けたものにあつては、俸給月額の改定、俸給の特別調整額の額の改定、地域手当の支給割合の改定により、併給調整される手当

についても改正後の給与法等及び人事院規則等に基づき計算された額と既に支給された額とが異なることがあるため、給与簿等の整理が必要となること。その際、人事院規則 9—4 9—4 5（人事院規則 9—4 9（地域手当）の一部を改正する人事院規則）附則第 2 項の規定により端数計算の特例が講じられていることにも留意すること。

なお、切替日から施行日の前日までの間に昇格又は降格をした者等の号俸については、改正後の人事院規則 9—8（初任給、昇格、昇給等の基準）に基づく決定をやり直した方が有利な号俸となる場合にあっては当該有利な決定を行うこととされ、改正前の人事院規則 9—8 に基づく決定の方が有利な号俸となる場合にあっては人事院規則 9—8—8 0（人事院規則 9—8（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則）附則第 2 項の規定により、当該決定された号俸のままとすることとされているので、この点についても遺漏のないよう取り扱うこと。

2 平成 26 年改正法附則第 7 条の規定による俸給（以下「経過措置額」という。）を受けている職員については、次の点に留意すること。

(1) 今回の給与等の改正で俸給月額が改定されることにより経過措置額が減少するが、引き続き経過措置額の支給対象であり、俸給月額の支給額との合計額が同一である場合には、俸給月額に係る追給は必要がないこと。

(2) 今回の給与等の改正で俸給月額が改定されることにより経過措置額が支給されないこととなる場合には、今回の改正により受けることとなった俸給月額の支給額が、経過措置額の基礎となる額（平成 27 年 3 月 31 日に受けていた俸給月額等）を上回った額に限り、俸給月額に係る追給が必要となること。

(3) (1)、(2)のいずれの場合にも、給実甲第 1 1 9 9 号（平成 27 年勸告改正法の施行に伴い平成 26 年改正法附則第 7 条の規定による俸給の額が減少した場合における職員に対する通知について）による職員への通知及び給与簿等の整理が必要となること。

(4) 切替日から施行日の前日までの間に降格又は降号をした者の経過措置額の基礎となる額については、人事院規則 9—1 4 1（平成 27 年勸告改正法の施行に伴う給与の支給等の特例）により、今回の給与等の改正前の

額のままとする特例が講じられていること。

- 3 給与法附則第8項に基づく減額支給措置の適用があり、かつ、経過措置額を受けの職員（以下「経過措置額支給特定職員」という。）については、今回の給与法等の改正後の俸給、地域手当、超過勤務手当、期末手当等の額が改正前の額に達しない場合等には、人事院規則9—141により、切替日から施行の月までの間、改正前の額と同額となるよう措置されていることから、差額を精算する必要はないこと。
- 4 切替日以降に係る給与を減額された職員については、切替日以降における減額の対象時間数に応じて改正後の給与法等に基づき計算された額と既に減額された額との差額を精算すること。ただし、経過措置額支給特定職員について人事院規則9—141により精算が不要とされる場合等もあるので留意すること。
- 5 切替日以降に離職（死亡を含む。）した職員及び俸給の支給義務者を異にして移動した職員の差額の支給に当たっても遺漏のないよう措置すること。
なお、俸給の支給義務者を異にして移動した職員の発令の日の前日までの分の差額は、移動前の俸給の支給義務者において支給し、その支給義務者に属する給与事務担当者は、改正後の給与法等による支給額の給与種目別内訳を速やかに移動後の俸給の支給義務者に属する給与事務担当者に通知すること。
- 6 差額の支給等における職員別給与簿及び基準給与簿の記入については、給実甲第576号（給与簿等の取扱いについて）第4の第6項第6号及び第7号並びに第5の第3項の規定により処理すること。

以 上

平成28年1月26日

各府省庁人事担当課長 殿

人事院事務総局職員福祉局審査課長

給与法の改正に伴う減給の取扱いについて（通知）

一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）改正により俸給の月額が遡及して改定された際は、減給について下記のとおり取り扱ってください。

記

給与法改正により減給処分発令時の俸給の月額が遡及して改定された際は、改定後の減給処分発令時の俸給の月額を基礎に減給額の計算を行い、減給額に差額分がある場合には、給与の差額追給分から差し引いていたところです（昭和35年職職一1271職員局職員課長）。

この取扱いについて、減給額の差額分の差し引きは減給対象月にかかる給与（期末・勤勉手当は除く。）の差額追給分の範囲で行えばよく、当該給与の差額追給分がない場合には、減給額の差額分を差し引く必要はありません。

以 上

人事院公示第1号

人事院は、人事院規則2—4（人事院の職員に対する権限の委任）第2項の規定に基づき、人事院規則9—141（平成27年勧告改正法の施行に伴う給与の支給等の特例）に定める人事院の権限及び所掌事務の一部委任に関し、次のとおり決定した。

平成28年1月26日

人事院総裁 一 宮 なほみ

1 委任を受ける職員の職名

人事院事務総長

2 委任する権限及び所掌事務

一 人事院規則9—141（平成27年勧告改正法の施行に伴う給与の支給等の特例）（以下「規則」という。）第2条第1号の規定に基づき、人事院が定めることとされている場合について定めること。

二 規則第3条の規定に基づき、人事院が定めることとされている職員及び給与の減額について定めること。

三 規則第4条の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。

四 規則第5条第2項の規定に基づき、人事院が定めることとされている場合について定めること。

五 規則第6条の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。

3 委任の効力の発生する日

平成28年1月26日

4 平成27年人事院公示第2号は、廃止する。

給与法等の施行に伴う人事院規則及び事務総長通達の一部改正等について
(その他)

平成28年1月

I 改正等の概要

- 1 人事院規則9—141（平成27年勧告改正法の施行に伴う給与の支給等の特例）及び給実甲第1200号（人事院規則9—141（平成27年勧告改正法の施行に伴う給与の支給等の特例）の運用について）の制定

規則：P1～P8、通達：P9～P11

- (1) 経過措置額を受ける55歳を超える職員に係る支給等の特例

参考資料：P22～P42

平成26年改正法附則第7条の規定による俸給（経過措置額）を受ける55歳を超える職員の平成27年4月1日（以下「切替日」という。）から施行日の前日の属する月の末日までの間に係る給与の支給等に関し、俸給表の遡及改定に伴う計算過程における端数処理に起因して生ずる不利益を防止するための特例措置を講ずる。

[規則第2条、第3条、第5条]

- (2) 施行日前に降格又は降号をした者に係る経過措置額の特例

参考資料：P43～P45

切替日から施行日の前日までの間に降格等をした職員の経過措置額の算定基礎額（平成27年3月31日の俸給月額から降格等による減額分（以下「降格デメリット額」という。）を差し引いた額）について、降格デメリット額が変動した場合も俸給表の改正前と同額とする（降格等をした日から、施行日以降においても適用される。）。

[規則第4条]

- 2 給2—18（給与法等の改正に伴う差額の支給等について（通知））の制定

通知：P16～P18、参考資料P46～P49

給与法等の改正に伴い、改正後の給与法等に基づき切替日に遡及して支給される給与と改正前の給与法等に基づき既に支給された給与との差額を支給する際の留意事項等について通知する。

II 公布（発出）日・施行日

これらの規則及び通達（通知）は、改正法の公布の日から公布（通達（通知））は発出）し、公布の日から施行する。

以 上

規則9—141(平成27年勧告改正法の施行に伴う給与の支給等の特例)第1条～第3条及び第5条の概要

平成27年人事院勧告に基づく給与法の改正により、平成27年4月1日(以下「切替日」という。)に遡及して俸給月額が改定されることに伴い、行(一)6級相当級以上の職員で55歳を超える者であって、平成26年改正法附則第7条の規定による俸給(以下「経過措置額」という。)を支給される職員について、各給与費目の算出時の端数処理により、給与の支給額が数円減少する場合があります。特例措置を講じ、遡及的な不利益を生じないようにする。

○対象となる職員：経過措置額支給特定職員

行(一)6級相当級(※1)以上であり、55歳を超える者であって、平成27年勧告改正法による俸給表改正後も引き続き経過措置額が支給される職員

(※1) 行(一)6級相当級：給与法附則第8項の表の職務の級欄に掲げる職務の級

○措置概要

I 俸給

- ① 改正後の額が改正前の額に達しない場合には、規則9—139第5条の規定により切り捨てることとされている経過措置額の1円未満の端数を切り上げる(特例規則第5条第1項)。
- ② 人事院の定める場合には、Ⅱと同様の措置(特例規則第2条)。

Ⅱ 地域手当、専門スタッフ職調整手当、広域異動手当、特地勤務手当(準ずる手当を含む。)、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、期末手当、勤勉手当・改正後の額(※2)が改正前の額に達しない場合には、改正前の額に相当する額を支給する(特例規則第2条)。

Ⅲ 減額

- ① 改正後の額(※2)が改正前の額を超える場合には、改正前の額に相当する額を減額する(特例規則第3条)。
- ② 俸給、地域手当及び広域異動手当からそれぞれ減じる額が改正前の額を超えないよう、措置を講じる(特例通達第3条関係第3項、第4項)。

(※2) I ①(特例規則第5条第1項)の特例の適用がある場合であっても、経過措置額の1円未満の端数を切り捨てた額を用いて算定する。

○特例期間

- I ① : 切替日から施行日の前日(平成28年1月25日)まで
- I ②、Ⅱ、Ⅲ: 切替日から施行日の前日の属する月の末日(平成28年1月31日)まで

特例規則…人事院規則9—141(平成27年勧告改正法の施行に伴う給与の支給等の特例)

特例通達…給実甲第1200号(人事院規則9—141(平成27年勧告改正法の施行に伴う給与の支給等の特例)の運用について)

I 俸給②【概要】

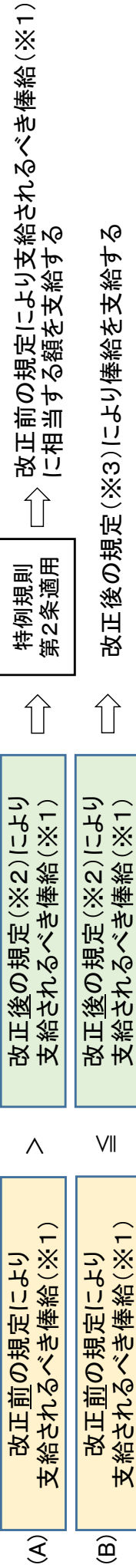
<俸給の支給の特例> (特例規則第2条)

H27.4.1からH28.1.31まで

人事院の定める場合において、改正後の給与法の規定により支給されるべき俸給が改正前の給与法の規定により支給されるべき俸給に達しない場合には、改正前の給与法の規定により支給されるべき俸給に相当する額を支給する(特例規則第2条)。改正後の給与法の規定により支給されるべき額が改正前の給与法の規定により支給されるべき額と同額又はその額を超える場合には、改正後の給与法の規定により俸給を支給する(特例規則第2条は適用されない)。

- (1) 給与法第23条第2項から第5項までの規定により支給される場合
- (2) 俸給が半額を減ぜられる場合
- (3) 日割計算により支給される場合

(特例通達第2条関係第1項)



※1 支給されるべき俸給は給与法附則第8項の規定による減額後の額(給与法第15条等の規定の適用を受ける場合には、同条の規定による減額前の額)とする。

※2、3 特例規則第2条において「改正後の規定」により支給されるべき俸給を算定する場合及び同条が適用されずに改正後の規定により俸給を支給する場合においては、第5条第1項(経過措置額の端数切上げ)の規定の適用はないものとして取り扱う(特例規則第2条、第5条第2項)。

【留意事項】

- 平成28年1月(施行日の前日の属する月)に、施行日の前日まで特例規則第5条第1項の適用があった場合には、施行日において俸給の支給額に変動が生じるため、日割計算により俸給が支給される場合として取り扱うこととなる。
- 上記(A)(B)の場合においては、経過措置額は特例規則第5条第1項の適用がないものとして計算した額を支給することとなるが、職員に通知する経過措置額は特例規則第5条第1項の適用後の額を用いる。
- 給与法第23条第1項の規定により休職給として支給される俸給には特例規則第2条は適用されない(日割計算により支給される場合を除く)。

I 俸給②【具体例】—1

(5) 月の全ての期間において休職の例

行(一)6級10号俸 休職給率: 80/100

	俸給月額 (A)	経過措置額 (H27.3.31との差額 × 98.5/100) (B)	給与法附則第8項により 減額される前の俸給 (休職給) (A+B) × 80/100 (C)	給与法附則第8項 により減額する額 A × 1.5% × 80/100 (D)	俸給の支給額(休職 給) C-D
H27.3.31	342,200		273,760	4,106.4	269,653.6
改正前	335,500	6,599.5	273,679.2	4,026	269,653
改正後	336,700	5,417.5	273,693.6	4,040.4	269,652.6

改正前の俸給(休職給)の支給額に相当する額(269,653)をもって当該月の支給額とする。



(6) 平成28年1月(施行日の前日の属する月)において、施行日前後で特例規則第5条第1項(経過措置額の端数切上げ)の適用がなくなり俸給の額が変動する例

行(一)6級44号俸

	俸給月額 (A)	俸給月額 × 1.5/100 (B)	経過措置額(特例前) (H27.3.31との差額 × 98.5/100) (C)	A-B+C
~H27.3.31	401,800	6,027		395,773
改正前	393,800	5,907	7,880	395,773
改正後	394,900	5,923.5	6,796.5	395,772.5

特例規則第5条第1項(経過措置額の端数切上げ)適用後

	俸給月額 (a)	給与法附則第8項 により減額する額 a × 1.5% (b)	経過措置額 (H27.3.31との差額 × 98.5/100) (c)	俸給の支給額 a-b+c
改正後 (施行日の前日まで)	394,900	5,923.5	6,797	395,773.5
改正後 (施行日以降)	394,900	5,923.5	6,796	395,772.5

改正前の俸給の支給額に相当する額(395,773)をもって平成28年1月(施行日の前日の属する月)の支給額とする(特例規則第2条)。
 ※施行日以降においては、特例規則第5条第1項の適用を受けないため俸給の額が1円減少し日割計算を行うこととなるが、改正後の俸給の支給額が改正前の俸給の支給額を上回ることはない。よって、実務上、日割計算を行う必要はなく、改正前の俸給の支給額をもって同月の支給額とすればよい。



※特例規則第5条第1項の適用は施行日の前日まで

I 俸給②【具体例】－2

(7) 月の途中で俸給の額に異動があった例(例:俸給表異動があった場合)

俸給表異動

行(一)7級47号俸 勤務日数:10/23
 改正前:俸給月額 437,100 経過措置額 8,865
 改正後:俸給月額 438,200 経過措置額 7,781

税務7級46号俸 勤務日数:13/23
 改正前:俸給月額 447,500 経過措置額 8,766
 改正後:俸給月額 448,600 経過措置額 7,683

	給与法附則第8項により減額される前の日割計算後の額		給与法附則第8項により減額する額		日割計算後の俸給の支給額(A-B)
	行(一)	税務	行(一)	税務	
改正前	193,897.826	257,889.478	2,850.652	3,794.022	445,142.327
改正後	193,904.783	257,899.087	2,857.826	3,803.348	445,141.826

改正前の日割計算後の俸給の支給額に相当する額(445,142)をもって当該月の支給額とする。

(8) 月の途中で俸給の支給義務者を異にして移動があった例(俸給の額の変動はなし)

支給義務者を異にする移動

前任庁
 行(一)6級40号俸 勤務日数:7/21
 改正前:俸給月額 389,200 経過措置額 7,781
 改正後:俸給月額 390,300 経過措置額 6,698

後任庁
 行(一)6級40号俸 勤務日数:14/21
 改正前:俸給月額 389,200 経過措置額 7,781
 改正後:俸給月額 390,300 経過措置額 6,698

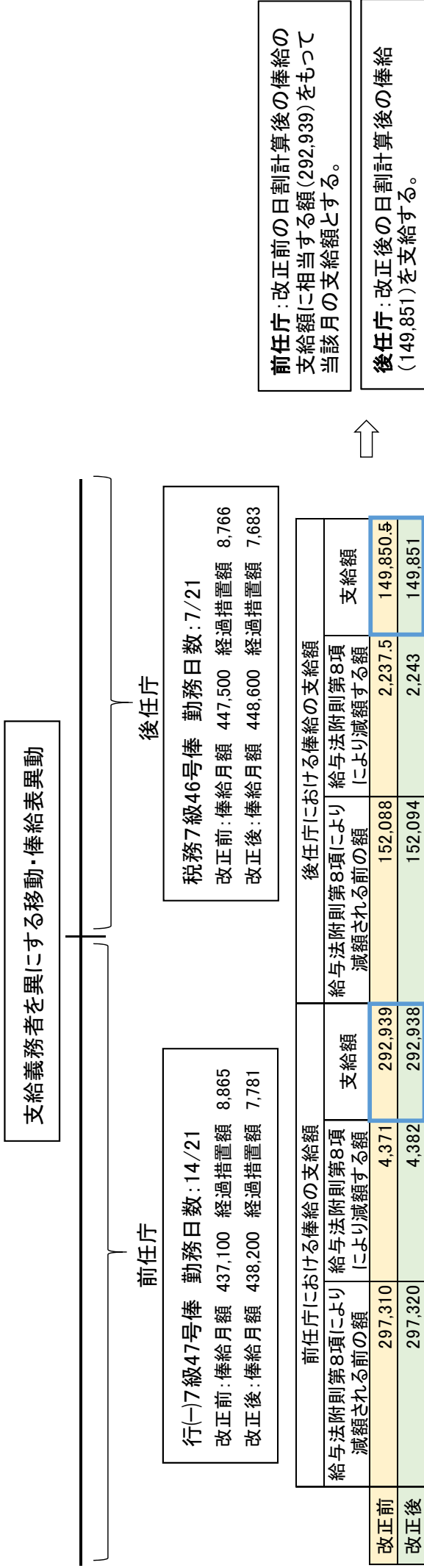
	当該月の支給額		前任庁における俸給の支給額		後任庁における俸給の支給額(A-B)
	給与法附則第8項により減額される前の額	支給額(A)	給与法附則第8項により減額される前の額	給与法附則第8項により減額する額	
改正前	396,981	391,143	132,327	1,946	260,762
改正後	396,998	391,143.5	132,332	1,951.5	260,763

前任庁:改正前の日割計算後の俸給の支給額に相当する額(130,381)をもって当該月の支給額とする。

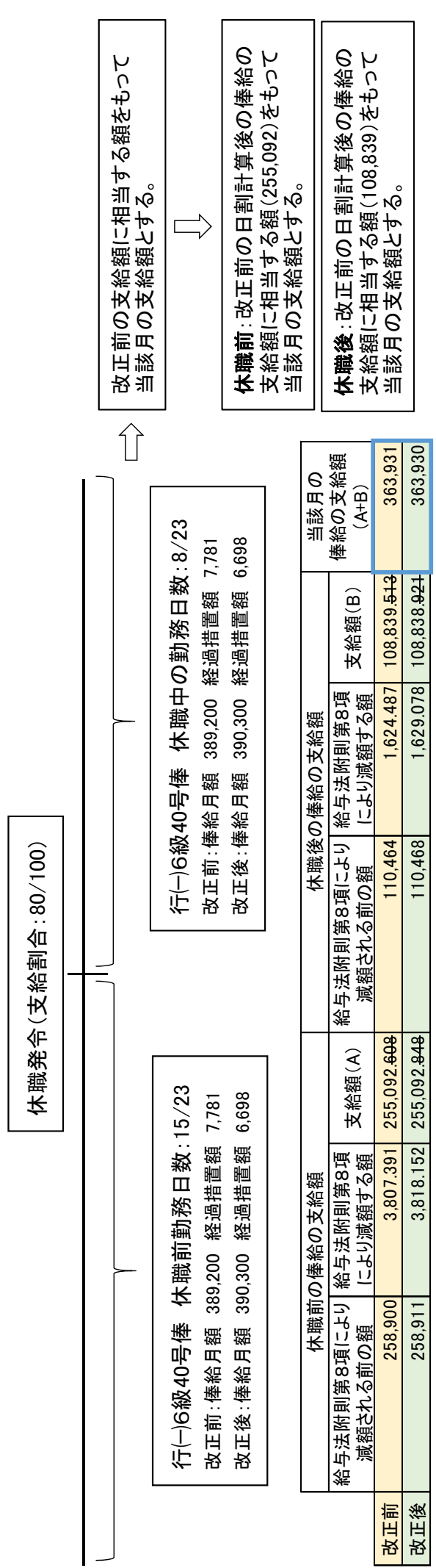
後任庁:人事院規則9-7第3条第1項によって算出された改正後の俸給(260,763)を支給する。(後任庁は、前任庁における改正後の支給額を特例規定の適用がない額(130,380)として改正後の計算を行う)

I 俸給②【具体例】—3

(9) 月の途中で俸給の支給義務者を異にして移動し、かつ、俸給の額に異動があった例(例:俸給表異動があった場合)



(10) 月の途中で休職となった例(当該月の俸給の支給額の総額が改正前に比べて減少)



I 俸給②【具体例】-4

(参考) 月の途中で休職となった例(当該月の俸給の支給額の総額が改正前後で同額であるが、休職前後の俸給の支給額が改正前後で変動)

休職発令(支給割合: 80/100)

行(-)6級40号俸 休職前勤務日数: 6/23
 改正前: 俸給月額 389,200 経過措置額 7,781
 改正後: 俸給月額 390,300 経過措置額 6,698

行(-)6級40号俸 休職中の勤務日数: 17/23
 改正前: 俸給月額 389,200 経過措置額 7,781
 改正後: 俸給月額 390,300 経過措置額 6,698

	休職前の俸給の支給額			休職後の俸給の支給額			当該月の俸給の支給額 (A+B)
	給与法附則第8項により減額される前の額	給与法附則第8項により減額する額	支給額(A)	給与法附則第8項により減額される前の額	給与法附則第8項により減額する額	支給額(B)	
改正前	103,560	1,522,957	102,037,043	234,736	3,452,035	231,283,965	333,320
改正後	103,564	1,527,261	102,036,739	234,746	3,461,791	231,284,299	333,320

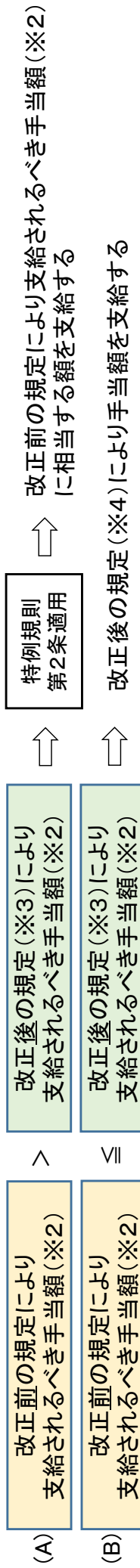
休職前後ともに改正後の日割計算後の俸給を支給する(休職前: 102,036、休職後: 231,284)。(特例規則第2条の対象とはならない)

II 手当【概要】

< 手当の支給の特例 > (特例規則第2条)

H27.4.1からH28.1.31まで

改正後の給与法の規定により支給されるべき手当額が改正前の給与法の規定により支給されるべき手当額に達しない場合には、改正前の給与法の規定により支給されるべき手当額に相当する額を支給する(※1) (特例規則第2条)。改正後の給与法の規定により支給されるべき額が改正前の給与法の規定により支給されるべき額と同額又はその額を超える場合には、改正後の給与法の規定により手当額を支給する(特例規則第2条は適用されない)。



※1 地域手当、広域異動手当等について併給調整を受けている場合には、当該併給調整を受けている手当に係る「改正前の規定」により支給されるべきそれらの手当額の合計額が「改正後の規定」により支給されるべきそれらの手当額の合計額に達しない場合には、それぞれの手当に係る改正前の給与法の規定により支給されるべき手当額に相当する額を支給する(同額又は超える場合には、それぞれ改正後の給与法の規定により手当額を支給する)。

※2 支給されるべき手当額は給与法附則第8項の規定による減額後の額(給与法第15条等の規定の適用を受ける場合には、同条の規定による減額前の額)とする。
また、平成28年1月(施行日の前日の属する月)の「改正前の規定により支給されるべき手当額」については、月の末日まで改正前の規定が適用されるものとして計算する。

※3、4 特例規則第2条において「改正後の規定」により支給されるべき手当額を算定する場合及び同条が適用されずに改正後の規定により手当額を支給する場合においては、算定の基礎となる俸給及び各手当額について第5条第1項(経過措置額の端数切上げ)の規定の適用はないものとして取り扱う(特例規則第2条、第5条第2項)。

II 手当【具体例】—1

(1) 地域手当の例(支給割合の改定がない場合)

行(一)6級44号俸 地域手当の支給割合:10/100

	俸給月額 (A)	経過措置額 (H27.3.31との差額 ×98.5/100) (B)	給与法附則第8項により 減額される前の地域手当 (A+B) × 10% (C)	給与法附則第8項 により減額する額 A × 10% × 1.5% (D)	地域手当の 支給額 C-D
H27.3.31	401,800	-	40,180	602.7	39,577.3
H27.4.1～	改定前	7,880	40,168	590.7	39,577.3
	改定後	6,796.5	40,169.6	592.35	39,576.65

改正前の地域手当の支給額に相当する
額(39,577)をもって当該月の支給額とする。



(2) 地域手当の例(支給割合の改定がある場合)

行(一)6級44号俸 地域手当の支給割合:(改定前)18/100 (改定後)18.5/100

	俸給月額 (A)	経過措置額 (H27.3.31との差額 ×98.5/100) (B)	給与法附則第8項により 減額される前の地域手当 【改定前】 (A+B) × 18% (C) 【改定後】 (A+B) × 18.5% (C)	給与法附則第8項 により減額する額 【改定前】 A × 18% × 1.5% (D) 【改定後】 A × 18.5% × 1.5% (D)	地域手当の 支給額 C-D
H27.3.31	401,800	-	72,324	1,084.86	71,239.14
H27.4.1～	改定前	7,880	72,302.4	1,063.26	71,238.74
	改定後	6,796.5	74,313.76	1,095.84	73,217.16

改正後の地域手当の額(73,217)を支給する。
(特例規則第2条の対象とはならない)



II 手当【具体例】-2

(3) 併給調整の例(地域手当の支給割合の改定がない場合)

行(一)6級64号俸 地域手当の支給割合:6/100 広域異動手当の支給割合:2/100

地域手当	俸給月額 (A)	経過措置額 (H27.3.31との差額 ×98.5/100) (B)	給与法附則第8項により 減額される前の地域手当 (A+B) × 6% (C)	給与法附則第8項 により減額する額 A × 6% × 1.5% (D)	地域手当の 支給額 C-D (X)
H27.3.31	414,800	-	24,888	373.32	24,514
H27.4.1~	改定前	12,214	24,876.84	362.16	24,513.84
	改定後	11,130.5	24,877.8	363.15	24,513.85

広域異動手当	俸給月額 (A)	経過措置額 (H27.3.31との差額 ×98.5/100) (B)	給与法附則第8項により 減額される前の 広域異動手当 (A+B) × 2% (C)	給与法附則第8項 により減額する額 A × 2% × 1.5% (D)	広域異動手当 の支給額 C-D (Y)
H27.3.31	414,800	-	8,296	124.44	8,171
H27.4.1~	改定前	12,214	8,292.28	120.72	8,171.28
	改定後	11,130.5	8,292.6	121.05	8,170.95

地域手当と 広域異動手当の 合計額 X+Y
32,685
32,684
32,683

↑
地域手当の支給額と広域異動手当の支給額との合計額による比較を行い、
改正前の地域手当の支給額に相当する額(24,513)及び改正前の広域異動手当に相当する額(8,171)をもって、それぞれ当該月の支給額とする。

(4) 併給調整の例(地域手当の支給割合の改定がある場合①)

行(一)6級44号俸 地域手当の支給割合：(改定前)5/100 (改定後)7/100 広域異動手当の支給割合：(改定前)3/100 (改定後)1/100

地域手当		俸給月額 (A)	経過措置額 (H27.3.31との差額 × 98.5/100) (B)	給与法附則第8項により 減額される前の地域手当 【改定前】 (A+B) × 5% (C) 【改定後】 (A+B) × 7% (C)	給与法附則第8項 により減額する額 【改定前】 A × 5% × 1.5% (D) 【改定後】 A × 7% × 1.5% (D)	地域手当の 支給額 C-D (X)
H27.3.31		401,800	-	20,090	301.35	19,788.65
H27.4.1～	改定前	393,800	7,880	20,084	295.35	19,788.65
	改定後	394,900	6,796.5	28,118.72	414.645	27,703.355

広域異動手当		俸給月額 (A)	経過措置額 (H27.3.31との差額 × 98.5/100) (B)	給与法附則第8項により 減額される前の 広域異動手当 【改定前】 (A+B) × 3% (C) 【改定後】 (A+B) × 1% (C)	給与法附則第8項 により減額する額 【改定前】 A × 3% × 1.5% (D) 【改定後】 A × 1% × 1.5% (D)	広域異動手当 の支給額 C-D (Y)
H27.3.31		401,800	-	12,054	180.81	11,873.19
H27.4.1～	改定前	393,800	7,880	12,050.4	177.21	11,872.79
	改定後	394,900	6,796.5	4,016.96	59.235	3,956.765

地域手当と 広域異動手当の 合計額 X+Y	31,661
	31,660
	31,659

⇨ 地域手当の支給額と広域異動手当の支給額との合計額による比較を行い、改正前の地域手当の支給額に相当する額(19,788)及び改正前の広域異動手当に相当する額(11,872)をもって、それぞれ当該月の支給額とする。

(5) 併給調整の例(地域手当の支給割合の改定がある場合②)

行(一)6級44号俸 地域手当の支給割合:(改定前)7/100 (改定後)9/100 広域異動手当の支給割合:(改定前)1/100 (改定後)支給なし

地域手当	俸給月額 (A)	経過措置額 (H27.3.31との差額 ×98.5/100) (B)	給与法附則第8項により 減額される前の地域手当 【改定前】 (A+B)×7% (C) 【改定後】 (A+B)×9% (C)	給与法附則第8項 により減額する額 【改定前】 A×7%×1.5% (D) 【改定後】 A×9%×1.5% (D)	地域手当の 支給額 C-D (X)
H27.3.31	401,800	-	28,126	421.89	27,704.11
H27.4.1~	改定前	7,880	28,117.6	413.49	27,703.51
	改定後	6,796.5	36,152.64	533.115	35,618.885

地域手当と 広域異動手当の 合計額 X+Y	31,661
	31,659
	35,618

広域異動手当	俸給月額 (A)	経過措置額 (H27.3.31との差額 ×98.5/100) (B)	給与法附則第8項により 減額される前の 広域異動手当 【改定前】 (A+B)×1% (C) 【改定後】 支給なし	給与法附則第8項 により減額する額 【改定前】 A×1%×1.5% (D) 【改定後】 支給なし	広域異動手当 の支給額 C-D (Y)
H27.3.31	401,800	-	4,018	60.27	3,957.73
H27.4.1~	改定前	7,880	4,016.8	59.07	3,956.93
	改定後	6,796.5	0	0	0

↑
地域手当の支給額と広域異動手当の支給額との合計額による比較を行い、改正後の地域手当(35,618)を支給する。
(広域異動手当は支給しない。)(特例規則第2条の対象とはならない)

II 手当【具体例】-5

(6) 超過勤務手当の例

行(一)6級64号俸 地域手当の支給割合：12/100 超勤割合：125/100 超勤時間：20時間

	俸給月額 (A)	超過措置額 (H27.3.31との差額 × 98.5/100) (B)	地域手当 (A+B) × 12% (C)	俸給月額に 対する地域手当 A × 12% (D)	給与法附則第10項の 減額される前の勤務1時間 当たりの給与額 (A+B+C) × 12 /(38h45m × 52) (E)	給与法附則第10項の 減額する額 (A+D) × 12 /(38h45m × 52) × 1.5% (F)	勤務1時間当たり の給与額 E-F (G)	超過勤務手当 の単価(125%) (H)	超勤時間 (I)	超過勤務手当 の支給額 H × I
H27.3.31	414,800	-	49,776	49,776	2,766.706	41.501	2,725.205	3,406.506 →3,407(四捨五入)	20	68,140
改定前	402,400	12,214	49,753.68	48,288	2,765.461	40.260	2,725.201	3,406.504 →3,407(四捨五入)	20	68,140
改定後	403,500	11,130.5	49,755.6	48,420	2,765.568	40.370	2,725.198	3,406.498 →3,406(四捨五入)	20	68,120



改正前の超過勤務手当の支給額に相当する額(68,140)をもって当該月の支給額とする。

II 手当【具体例】—6

(7) 超過勤務手当の例(月の途中に同一の支給義務者の下で俸給表異動した場合)

【異動前】 行(一)6級64号俸 地域手当の支給割合:12/100 超勤割合:125/100 超勤時間:10時間

	俸給月額 (A)	経過措置額 (H27.3.31との差額 ×98.5/100) (B)	地域手当 (A+B)×12% (C)	俸給月額に 対する地域手当 A×12%(D)	給与法附則第10項の 減額される前の勤務1時間 当たりの給与額 (A+B+C)×12 /(38h45m×52) (E)	給与法附則第10項の 減額する額 (A+D)×12 /(38h45m×52)×1.5% (F)	勤務1時間当たり の給与額 E-F (G)	超過勤務手当 の単価(125%) (H)	超勤時間 (I)	俸給表異動前の 超過勤務手当 の支給額 H×I (X)
H27.3.31	414,800	-	49,776	49,776	2,766.706	41,501	2,725.205	3,406.506 →3,407(四捨五入)	10	34,070
改定前	402,400	12,214	49,753.68	48,288	2,765.461	40,260	2,725.201	3,406.504 →3,407(四捨五入)	10	34,070
H27.4.1~ 改定後	403,500	11,130.5	49,755.6	48,420	2,765.568	40,370	2,725.198	3,406.499 →3,406(四捨五入)	10	34,060

【異動後】 税務6級64号俸 地域手当の支給割合:12/100 超勤割合:125/100 超勤時間:10時間

	俸給月額 (A)	経過措置額 (H27.3.31との差額 ×98.5/100) (B)	地域手当 (A+B)×12% (C)	俸給月額に 対する地域手当 A×12%(D)	給与法附則第10項の 減額される前の勤務1時間 当たりの給与額 (A+B+C)×12 /(38h45m×52) (E)	給与法附則第10項の 減額する額 (A+D)×12 /(38h45m×52)×1.5% (F)	勤務1時間当たり の給与額 E-F (G)	超過勤務手当 の単価(125%) (H)	超勤時間 (I)	俸給表異動後の 超過勤務手当 の支給額 H×I (Y)
H27.3.31	445,900	-	53,508	53,508	2,974.142	44,612	2,929.530	3,661.912 →3,662(四捨五入)	10	36,620
改定前	432,500	13,199	53,483.88	51,900	2,972.796	43,271	2,929.525	3,661.906 →3,662(四捨五入)	10	36,620
H27.4.1~ 改定後	433,700	12,017	53,486.04	52,044	2,972.921	43,392	2,929.530	3,661.912 →3,662(四捨五入)	10	36,620

俸給表異動前後の
超過勤務手当の合計額
X+Y

70,690
70,690
70,680

俸給表異動前後で支給義務者が同一である場合、当該異動前後の支給額の合計額による比較を行い、改正前の超過勤務手当の支給額に相当する額(34,070+36,620=70,690)をもって当該月の支給額とする。

II 手当【具体例】一7

(8) 日割計算の例(月の途中で支給義務者を異にして移動した場合)

行(一)6級64号棒 地域手当の支給割合:(改定前)5/100 (改定後):7/100 広域異動手当の支給割合:(改定前)3/100 (改定後)1/100

地域手当

	月全体			前任庁			後任庁
	俸給月額 (A)	給与法附則第8項により 減額される前の 地域手当 【改定前】 (A+B) × 5% (C) 【改定後】 (A+B) × 7% (C)	給与法附則第8項 により減額する額 【改定前】 A × 5% × 1.5% (D) 【改定後】 A × 7% × 1.5% (D)	月全体の 地域手当 の支給額 C-D (E)	給与法附則第8項により 減額される前の地域手当 【改定前】 (A+B) × 5% × 14/21 (F) 【改定後】 (A+B) × 7% × 14/21 (F)	給与法附則第8項 により減額する額 【改定前】 A × 5% × 14/21 × 1.5% (G) 【改定後】 A × 7% × 14/21 × 1.5% (G)	
H27.3.31	397,100	-	297,825	19,557.475	13,236.667	198.55	6,520
改定前	389,200	7,781.5	291.9	19,557.4	13,232.667	194.6	6,520
改定後	390,300	6,698	409.815	27,379.185	18,526	273.21	9,127

広域異動手当

	月全体			前任庁			後任庁
	俸給月額 (A)	給与法附則第8項により 減額される前の 広域異動手当 【改定前】 (A+B) × 3% (C) 【改定後】 (A+B) × 1% (C)	給与法附則第8項 により減額する額 【改定前】 A × 3% × 1.5% (D) 【改定後】 A × 1% × 1.5% (D)	月全体の 広域異動手当 の支給額 C-D (E)	給与法附則第8項により 減額される前の 広域異動手当 【改定前】 (A+B) × 3% × 14/21 (F) 【改定後】 (A+B) × 1% × 14/21 (F)	給与法附則第8項 により減額する額 【改定前】 A × 3% × 14/21 × 1.5% (G) 【改定後】 A × 1% × 14/21 × 1.5% (G)	
H27.3.31	397,100	-	178,695	11,734.305	7,942	119.13	3,912
改定前	389,200	7,781.5	175.14	11,733.860	7,939.333	116.76	3,911
改定後	390,300	6,698	58.545	3,910.455	2,646	39.03	1,304

前任庁における 地域手当と広域異動手当 の合計額 X+Y	20,859
	20,859
	20,858

後任庁における 地域手当と広域異動手当 の合計額 X+Y	10,432
	10,431
	10,431

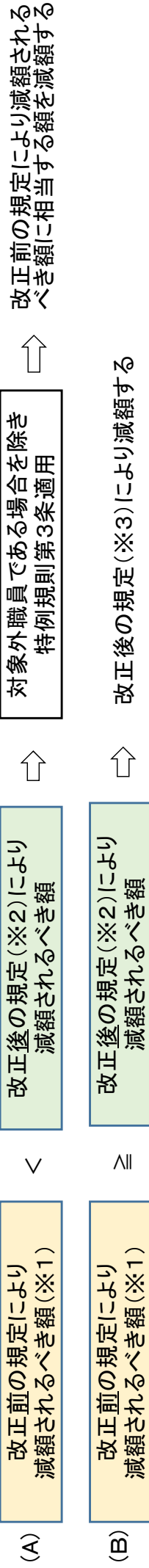
俸給に準じて日割計算(残額計算)を行い、前任庁及び後任庁のそれぞれについて特別規則の適用を判断する。また、併給調整のケースであるため、それぞれ地域手当及び広域異動手当の支給額の合計額による比較を行う。これらにより、前任庁においては改正前の地域手当の支給額に相当する額(6,520)及び改正前の広域異動手当の支給額に相当する額(3,911)をもって、それぞれ当該月の支給額とし、後任庁においては改正後の地域手当(9,127)及び広域異動手当(1,304)をそれぞれ支給することとなる。

Ⅲ 減額①【概要】

<給与法第15条その他の法令の規定による給与の減額の特例> (特例規則第3条)

H27.4.1からH28.1.31まで

改正後の給与法の規定による給与に係る減額されるべき額が改正前の給与法の規定による給与に係る減額されるべき額を超える場合には、改正前の給与法の規定による給与に係る減額されるべき額に相当する額を減額する(特例規則第3条)。改正後の給与法の規定による給与に係る減額されるべき額が改正前の給与法の規定による給与に係る減額されるべき額と同額又はその額に達しない場合には、改正後の給与法の規定により減額する(特例規則第3条は適用されない)。



※1 平成28年1月(施行日の前日の属する月)の「改正前の規定により減額されるべき額」については、月の末日まで改正前の規定が適用されるものとして計算する。

※2、3 特例規則第3条において「改正後の規定」により減額されるべき額を算定する場合及び同条が適用されずに改正後の規定により減額する場合には、第5条第1項(経過措置額の端数切上げ)の規定の適用はないものとして取り扱う(特例規則第3条、第5条第2項)。

〇特例規則第3条の適用対象外となる職員(特例規則第3条における人事院の定める職員)(特例通達第3条関係第1項)

特例規則第3条の適用対象外となる職員は、

人事院規則9—49—45(人事院規則9—49(地域手当)の一部を改正する人事院規則)の施行により遡及改定された支給割合による地域手当を支給されることとなる職員
(例: 地域手当の支給割合:(改定前)18/100 (改定後)18.5/100、地域手当の支給割合:(改定前)7/100 (改定後)9/100 広域異動手当の支給割合:(改定前)1/100 (改定後)なし)

ただし、地域手当及び広域異動手当の支給を受けける職員で、これら手当の支給割合の合計の割合が改定前後で同一であるものを除く。(すなわち特例規則対象)
(例: 地域手当の支給割合:(改定前)4/100 (改定後)5/100 広域異動手当の支給割合:(改定前)4/100 (改定後)3/100)

〇給与法第15条その他の法令の規定による給与の減額(特例通達第3条関係第2項)

特例規則第3条の対象となる減額は、

- 〇 欠勤(給与法第15条)
- 〇 育児時間(国家公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第109号)第26条第2項)
- 〇 介護休暇(一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成6年法律第33号)第20条第3項)
- 〇 法科大学院派遣法第4条派遣(法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律(平成15年法律第40号)第7条第2項)
- 〇 勤務時間を割く兼業(人事院規則1—39(構造改革特別区域における人事院規則の特例に関する措置)第2条第4項(同規則第3条第2項又は第4条第2項において準用する場合を含む。))
- 〇 勤務時間を割く兼業(人事院規則14—8(営利企業の役員等との兼業)第5項)
- 〇 短従許可期間(人事院規則17—2(職員団体のための職員のための行為)第6条第7項)

Ⅲ 減額①【具体例】

(1) 特例を適用する例

行(一)9級7号俸 地域手当の支給割合：12/100 欠勤時間：10時間

俸給月額 (A)	経過措置額 (B)	地域手当 (A+B)×12% (C)	俸給月額に対する 地域手当 A×12% (D)	給与法附則第10項の 減額される前の勤務一時間 当たりの給与額 (A+B+C)×12/(38h45m×52) (E)	給与法附則第10項の 減額する額 (A+D)×12/(38h45m×52)×1.5% (F)	勤務一時間当たり の給与額 E-F (G)	単価 (100/100) (H)	欠勤時間 (I)	減額総額 H×I
改正前	474,200	9,751.5	56,904	3,227,940	47,444	3,180,497	3180.497 →3,180(四捨五入)	10	31,800
改正後	475,300	8,668	57,036	3,228,054	47,554	3,180,500	3180.500 →3,181(四捨五入)	10	31,810

→ 改正前<改正後 のため、改正前の減額総額(31,800)をもって当該月の減額の総額とする(特例適用)【特例規則第3条】

(2) 特例を適用しない例

行(一)6級44号俸 地域手当の支給割合：15/100 欠勤時間：10時間

俸給月額 (A)	経過措置額 (B)	地域手当 (A+B)×15% (C)	俸給月額に対する 地域手当 A×15% (D)	給与法附則第10項の 減額される前の勤務一時間 当たりの給与額 (A+B+C)×12/(38h45m×52) (E)	給与法附則第10項の 減額する額 (A+D)×12/(38h45m×52)×1.5% (F)	勤務一時間当たり の給与額 E-F (G)	単価 (100/100) (H)	欠勤時間 (I)	減額総額 H×I
改正前	393,800	7,880	59,070	2,750,960	40,455	2,710,505	2,710.505 →2,711(四捨五入)	10	27,110
改正後	394,900	6,796.5	59,235	2,751,067	40,568	2,710,499	2,710.499 →2,710(四捨五入)	10	27,100

→ 改正前≥改正後 のため、改正後の減額総額(27,100)とする(特例規則第3条の対象とはならない)

(3) 特例規則第3条の対象外となる職員の場合

行(一)6級40号俸 地域手当の支給割合：(改正前)18/100 (改正後)18.5/100 欠勤時間：10時間

俸給月額 (A)	経過措置額 (B)	地域手当 改正前 (A+B)×18% (C) 改正後 (A+B)×18.5% (C)	俸給月額に対する 地域手当 改正前 A×18% (D) 改正後 A×18.5% (D)	給与法附則第10項の 減額される前の勤務一時間 当たりの給与額 (A+B+C)×12/(38h45m×52) (E)	給与法附則第10項の 減額する額 (A+D)×12/(38h45m×52) ×1.5% (F)	勤務一時間当たり の給与額 E-F (G)	単価 (100/100) (H)	欠勤時間 (I)	減額総額 H×I
改正前	389,200	7,781.5	70,056	2,789,699	41,025	2,748,674	2,748.674 →2,749(四捨五入)	10	27,490
改正後	390,300	6,698	72,205.5	2,801,640	41,316	2,760,324	2,760.324 →2,760(四捨五入)	10	27,600

III 減額②【概要及び具体例】

＜特例規則第3条が適用される場合に減額総額を俸給等から差し引く方法＞（特例通達第3条関係第3項）

H27.4.1からH28.1.31まで

特例規則第3条が適用される場合については、給実甲第28号第15条関係第2項に規定する俸給に対応する額、地域手当に対応する額及び広域異動手当に対応する額は**改正前の給与法の規定による額に相当する額とする**。

（参考）給実甲第28号第15条関係第2項

この条の規定により減額すべき給与額は、その給与期間の分の俸給に対応する額、地域手当に対応する額、広域異動手当に対応する額及び研究員調整手当に対応する額を給実甲第576号第4の第5項第2号から第4号までに定めるところにより計算し、それぞれその次の給与期間以降の俸給、地域手当、広域異動手当及び研究員調整手当から差し引く。（略）

(4) 俸給と地域手当が支給され、俸給に対応する額が同額、地域手当に対応する額が増加している例
行(一)9級7号俸 地域手当の支給割合：12/100 欠勤時間：10時間

① 減額総額

勤務一時間当たりの給与額	単価 (100/100)	欠勤時間	減額総額
改正前	3,180.497 →3,180(四捨五入)	10	31,800
改正後	3,180.500 →3,181(四捨五入)	10	31,810

② 俸給に対応する額

俸給に対する勤務一時間当たりの給与額	単価 (100/100)	欠勤時間	俸給に対応する額
改正前	2,839.730 →2,840(四捨五入)	10	28,400
改正後	2,839.733 →2,840(四捨五入)	10	28,400

③ 地域手当に対応する額

減額総額 (A)	俸給に対応する額 (B)	地域手当に対応する額 (A-B)
改正前	28,400	3,400
改正後	28,400	3,410

改正前の減額総額に相当する額(31,800)をもって減額総額とする。
(特例規則第3条)

減額の内訳を改正後の給与法の規定により計算した場合、俸給に対応する額が同額で地域手当に対応する額が増加することになるが、特例通達第3条関係第3項の適用により、それぞれ改正前の俸給に対応する額(28,400)、地域手当に対応する額(3,400)に相当する額とする。
なお、例示以外で特例規則第3条が適用される場合で、俸給のみが支給されるケース、俸給と地域手当(又は広域異動手当)が支給されるケース及び俸給と地域手当と広域異動手当が支給されるケースも同様に取り扱う。
(特例通達第3条関係第3項)

給実甲第576号第4項第2号から第4号においては、俸給等に対応する額を直接算出する方法ではなく、減額された俸給等の支給額を算出する方法となっている(以下参照)が、説明資料の見やすさの観点から、俸給等に対応する額と比較する形としている(次ページ以降も同じ)。

○俸給及び地域手当が支給されている場合

・俸給

当該給与期間における支給日において支給されるべき俸給の額(A) - 俸給の月額に係る勤務一時間当たりの給与額 × 減額時間数 = 俸給支給額(B)
(俸給に対応する額)

・地域手当

当該給与期間における支給日において支給されるべき地域手当の額 - { 俸給及び地域手当に係る減額総額 - (A) - (B) } = 地域手当支給額
(地域手当に対応する額)

＜改正後の給与法の規定により計算した減額総額が改正前と同額の場合に減額総額を俸給等から差し引く方法＞（特例通達第3条関係第4項）

改正前後で減額総額が同額の場合については、給実甲第28号第15条関係第2項に規定する俸給に対応する額、地域手当に対応する額及び広域異動手当に対応する額は改正前の給与法の規定による額に相当する額とする。

(5) 俸給、地域手当及び広域異動手当が支給され、俸給に対応する額が減少、地域手当に対応する額が同額、広域異動手当に対応する額が増加している例

行(一)7級10号俸 地域手当の支給割合：6/100 広域異動手当の支給割合：2/100 欠勤時間：10時間

① 減額総額

	勤務一時間当たりの給与額	単価 (100/100)	欠勤時間	減額総額
改正前	2,472.652	2,472.652 →2,473(四捨五入)	10	24,730
改正後	2,472.647	2,472.647 →2,473(四捨五入)	10	24,730

改正後の減額総額(24,730)とする。
(特例規則第3条の対象とはならない)

② 俸給に対応する額

	俸給に対する勤務一時間当たりの給与額	単価 (100/100)	欠勤時間	俸給に対応する額
改正前	2,289.502	2,289.502 →2,290(四捨五入)	10	22,900
改正後	2,289.499	2,289.499 →2,289(四捨五入)	10	22,890

③ 地域手当に対応する額

	地域手当に対する勤務一時間当たりの給与額	単価 (100/100)	欠勤時間	地域手当に対応する額
改正前	137.364	137.364 →137(四捨五入)	10	1,370
改正後	137.364	137.364 →137(四捨五入)	10	1,370

④ 広域異動手当に対応する額

	減額総額 (A)	俸給に対応する額 (B)	地域手当に対応する額 (C)	広域異動手当に対応する額 A-B-C
改正前	24,730	22,900	1,370	460
改正後	24,730	22,890	1,370	470

減額の内訳を改正後の給与法の規定により計算した場合、俸給に対応する額が減少し、地域手当に対応する額が同額で、広域異動手当に対応する額が増加することになるが、特例通達第3条関係第4項の適用により、それぞれ改正前の俸給に対応する額(22,900)、地域手当に対応する額(1,370)、広域異動手当に対応する額(460)に相当する額とする。
なお、例示以外で改正後の給与法の規定により減額総額を計算し改正前後で同額である場合で、俸給のみが支給されるケース、俸給と地域手当(又は広域異動手当)が支給されるケース及び俸給と地域手当と広域異動手当が支給されるケースも同様に取り扱う。
(特例通達第3条関係第4項)

Ⅲ 減額②【具体例】一2

(6) 俸給、地域手当及び広域異動手当が支給され、俸給に対応する額が同額、地域手当に対応する額が増加(地域手当の支給割合の改定によるもの)、広域異動手当に対応する額が減少している例(地域手当及び広域異動手当が併給調整されている場合)

行(一)6級40号 地域手当の支給割合:(改定前)4/100 (改定後)5/100 広域異動手当:(改定前)4/100 (改定後)3/100 欠勤時間:10時間

① 減額総額

勤務一時間当たりの給与額	単価 (100/100)	欠勤時間	減額総額
改正前	2,515.736 →2,516(四捨五入)	10	25,160
改正後	2,515.731 →2,516(四捨五入)	10	25,160

改正後の減額総額(25,160)とする。
(特例規則第3条の対象とはならない)

② 俸給に対する減額

俸給に対する勤務一時間当たりの給与額	単価 (100/100)	欠勤時間	俸給に対応する額
改正前	2,329.388 →2,329(四捨五入)	10	23,290
改正後	2,329.391 →2,329(四捨五入)	10	23,290

③ 地域手当に対する減額

地域手当に対する勤務一時間当たりの給与額	単価 (100/100)	欠勤時間	地域手当に対応する額
改正前	93.174 →93(四捨五入)	10	930
改正後	116.464 →116(四捨五入)	10	1,160

④ 広域異動手当に対する減額

減額総額 (A)	俸給に対応する額 (B)	地域手当に対応する額 (C)	広域異動手当に対応する額 A-B-C	
改正前	25,160	23,290	930	940
改正後	25,160	23,290	1,160	710

減額の内訳を改正後の給与法の規定により計算した場合、俸給に対応する額が同額で、地域手当に対応する額が遡及改定により増加し、広域異動手当に対応する額が減少することになるが、特例通達第3条関係第4項の適用により、それぞれ改正前の俸給に対応する額(23,290)、地域手当に対応する額(930)、広域異動手当に対応する額(940)に相当する額とする。
なお、例示以外で改正後の給与法の規定により減額総額を計算し改正前後で同額である場合で、俸給と地域手当と広域異動手当が支給されるケースも同様に取り扱い扱う。
(特例通達第3条関係第4項)

(参考)

特例規則第3条の適用がある場合で俸給と地域手当と広域異動手当が支給されるケースも同様に取り扱い扱う。
(特例通達第3条関係第3項)

計算の具体例(索引)

I 俸給

＜経過措置額の端数処理(規則9—139第5条)の特例＞

- (1) 特例を適用する例……………2
- (2) 特例を適用しない例……………2
- (3) 昇給によって特例の適用対象となる例……………2
- (4) 俸給表異動及び昇給をした場合の例……………2

＜俸給の支給の特例＞

- (5) 月の全ての期間において休職の例……………4
 - (6) 平成28年1月(施行日の前日の属する月)において、施行日前後で特例規則第5条第1項(経過措置額の端数切上げ)の適用がなくなり俸給の額が変動する例……………4
 - (7) 月の途中で俸給の額に異動があった例(例:俸給表異動があった場合)……………5
 - (8) 月の途中で俸給の支給義務者を異にして移動があった例(俸給の額の変動はなし)……………5
 - (9) 月の途中で俸給の支給義務者を異にして移動し、かつ、俸給の額に異動があった例(例:俸給表異動があった場合)……………6
 - (10) 月の途中で休職となった例(当該月の俸給の支給額の総額が改正前に比べて減少)……………6
- (参考) 月の途中で休職となった例(当該月の俸給の支給額の総額が改正前後で同額であるが、休職前後の俸給の支給額が改正前後で変動)……………7

II 手当

＜手当の支給の特例＞

- (1) 地域手当の例(支給割合の改定がない場合)……………9
- (2) 地域手当の例(支給割合の改定がある場合)……………9
- (3) 併給調整の例(地域手当の支給割合の改定がない場合)……………10
- (4) 併給調整の例(地域手当の支給割合の改定がある場合①)……………11
- (5) 併給調整の例(地域手当の支給割合の改定がある場合②)……………12
- (6) 超過勤務手当の例……………13
- (7) 超過勤務手当の例(月の途中に同一の支給義務者の下で俸給表異動した場合)……………14
- (8) 日割計算の例(月の途中に支給義務者を異にして移動した場合)……………15

III 減額

＜給与法第15条その他の法令の規定による給与の減額の特例＞

- (1) 特例を適用する例……………17
- (2) 特例を適用しない例……………17
- (3) 特例規則第3条の対象外となる職員の例……………17

＜特例規則第3条が適用される場合に減額総額を俸給等から差し引く方法＞

- (4) 俸給と地域手当が支給され、俸給に対応する額が同額、地域手当に対応する額が増加している例……………18

＜改正後の給与法の規定により計算した減額総額が改正前と同額の場合に減額総額を俸給等から差し引く方法＞

- (5) 俸給、地域手当及び広域異動手当が支給され、俸給に対応する額が減少、地域手当に対応する額が同額、広域異動手当に対応する額が増加している例……………19
- (6) 俸給、地域手当及び広域異動手当が支給され、俸給に対応する額が同額、地域手当に対応する額が増加(地域手当の支給割合の改定によるもの)、広域異動手当に対応する額が減少している例(地域手当及び広域異動手当が併給調整されている場合)……………20

規則 9—141 第 4 条及び給実甲第 1200 号第 4 条関係について
(基本的な降格時の算定基礎額及び今回の降格特例措置の概要)

1. 降格特例措置の概要

- 平成 27 年 4 月 1 日から施行日 (平成 28 年 1 月 26 日) の前日までの間に、降格又は降号 (以下「降格」) をした職員に係る経過措置額の算定基礎額の特例を定めたもの

2. 基本的な降格時の算定基礎額の算出

- 通常の経過措置額は、平成 27 年 3 月 31 日の俸給月額を算定基礎額として支給する。

$$\boxed{\text{経過措置額}} = \boxed{\text{平成 27 年 3 月 31 日の俸給月額 (算定基礎額)}} - \boxed{\text{現に受ける俸給月額}}$$

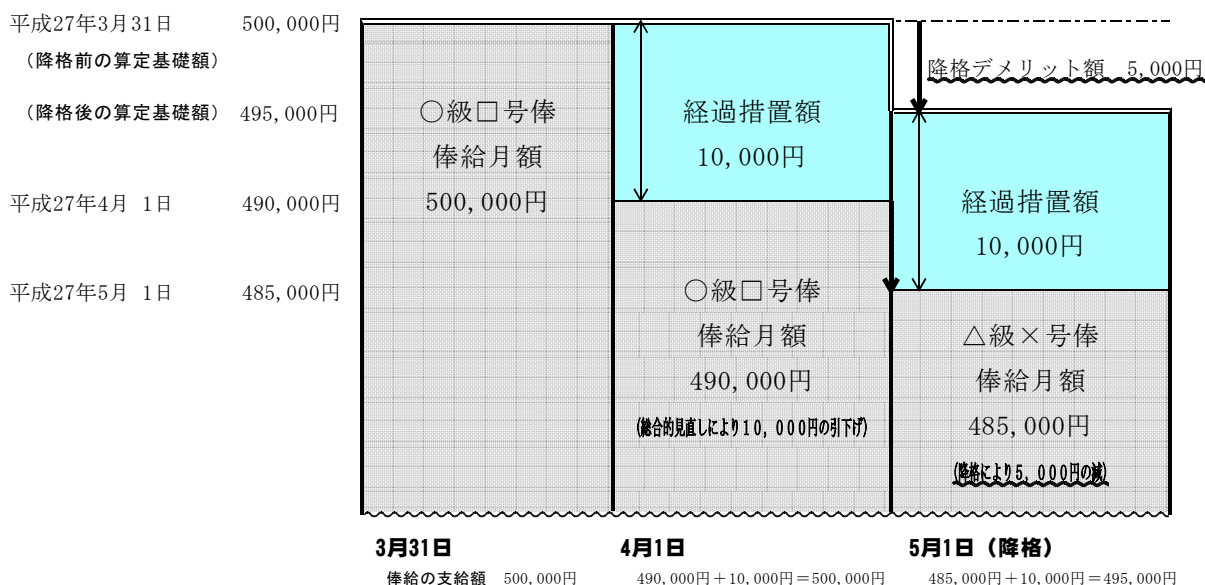
- 降格をした場合の算定基礎額は、平成 27 年 3 月 31 日の俸給月額から、降格前後の号俸に係る「俸給月額の差」 (以下「降格デメリット額」) を減じた額となる (規則 9—139 第 3 条第 1 項第 2 号)

$$\boxed{\text{降格後の経過措置額}} = \boxed{(\text{平成 27 年 3 月 31 日の俸給月額} - \text{降格デメリット額}) (\text{算定基礎額})} - \boxed{\text{現に受ける俸給月額}}$$

(例) 平成 27 年 3 月 31 日 ○級□号俸 **500,000円** 《降格前の算定基礎額》
平成 27 年 4 月 1 日 (改定前) ○級□号俸 490,000円
【経過措置額 : 10,000円 (500,000円 - 490,000円)】
平成 27 年 5 月 1 日 降格 (改定前) △級×号俸 485,000円 (降格デメリット額 : **5,000円**)

《降格後の算定基礎額》 **495,000円** (降格前の算定基礎額 **500,000円** - 降格デメリット額 **5,000円**)
【経過措置額 : 10,000円 (495,000円 - 485,000円)】

※ 算定基礎額は、降格デメリット額と同額が減ぜられるため、経過措置額は変動なし



3. 今般の降格特例措置の背景

- 一部の降格時の号俸対応において、降格前後の号俸の俸給月額の上上げ（ベア）額が異なることに伴い、遡及的に降格デメリット額が変更される

（例） 2. の例で降格デメリット額が俸給表の改定前後で異なる場合

俸給表の遡及改定前	俸給表の遡及改定後
○級□号俸 → △級×号俸	○級□号俸 → △級×号俸
490,000円 → 485,000円	491,200円 → 486,100円
	(ベア1,200円) (ベア1,100円)
降格デメリット額：5,000円	降格デメリット額：5,100円

→ 降格特例措置の規定がなかった場合の算定基礎額は、

俸給表の遡及改定前 500,000円 - 5,000円 = 495,000円

俸給表の遡及改定後 500,000円 - 5,100円 = 494,900円

- ※ 降格をした平成27年5月1日以降、算定基礎額（実施に支給される俸給月額 + 経過措置額）が495,000円だったところ、俸給表の遡及改定により、同額は494,900円となるため、同日以降毎月100円ずつの戻入が必要（不利益遡及）

4. 降格特例措置（制度）の内容

- 降格特例措置は、降格デメリット額の算出に用いる降格前後の号俸に係る俸給月額を「俸給表の遡及改定前の俸給月額」とするもの

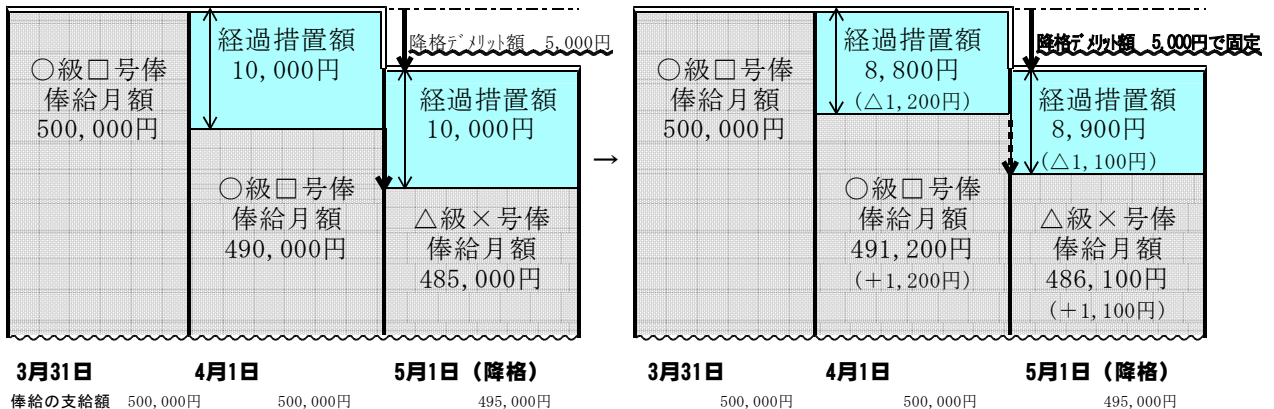
$$\text{降格後の経過措置額} = \text{平成27年3月31日の俸給月額} - \text{降格デメリット額(俸給表の遡及改定前の額で計算)}$$

－ **現に受ける俸給月額（俸給表の遡及改定後の額）**

- これにより、降格デメリット額が俸給表の遡及改定前と同額になるため、算定基礎額（実際に支給される俸給月額 + 経過措置額）が遡及改定前と同額になる（昇給等をした場合と同様に、次図のように現に受ける俸給月額がベアにより上昇するため、経過措置額が減）

【俸給表の遡及改定前（2. の図と同じ）】

【俸給表の遡及改定後（降格特例措置適用）】



- ※ 俸給表の遡及改定により降格デメリット額が増加する者だけでなく減少する者も対象となる
- ※ 降格後の算定基礎額は、降格等をした日以降、施行日以降も引き続き従前と同額が適用される

5. その他

- (1) 既に事務総長の承認を得て『算定基礎額』を決定している次の場合の基本的な取扱い
- ① 複数事由該当の一部（例えば「降格」＋「再任用職員の勤務時間変更」又は「俸給表異動」（給実甲第1181号第3条関係第3項第4号））の場合
 - ② 指定職各号俸から専門スタッフ職3級へ異動した場合の取扱い（降格と同様の方法を用いた場合）
（指定職各号俸のペアは1,000円、専スタ3級へ異動した場合に決定される21号俸のペアは1,100円）
⇒ 既に承認している算定基礎額は、規則9—139第3条第1項第2号の規定によるものではないため俸給表の遡及改定の影響を受けないが、算定基礎額を変動させないことが趣旨であるため、再度の承認は不要
- (2) 降格時号俸対応の遡及改正によって、降格をした日の号俸が対応表の改正前よりも高位に決定された場合の取扱い
- （例：平成27年5月1日の降格により、行(二)5級37号俸から4級86号俸に決定されていたが、今般の降格時号俸対応表の改正により、同日に遡及して4級87号俸に決定された場合）
- ⇒ 算定基礎額は、降格特例措置の規定の適用により、改正前の降格時号俸対応表による号俸（4級86号俸）の俸給月額（遡及改定前）を基礎として算出するため、遡及改定前から変動しない
実際に支給される経過措置額は、4級87号俸の俸給月額（遡及改定後）を基礎に支給
- (3) 施行日以降に再度降格をした場合の取扱い
- ⇒ 降格デメリット額は、切替日以降施行日の前日までの間の降格については俸給表の遡及改定前の降格デメリット額（降格特例措置適用）、施行日以降の降格については俸給表の遡及改定後の降格デメリット額となり、これらを合算した額となる（※の〰部分参照）

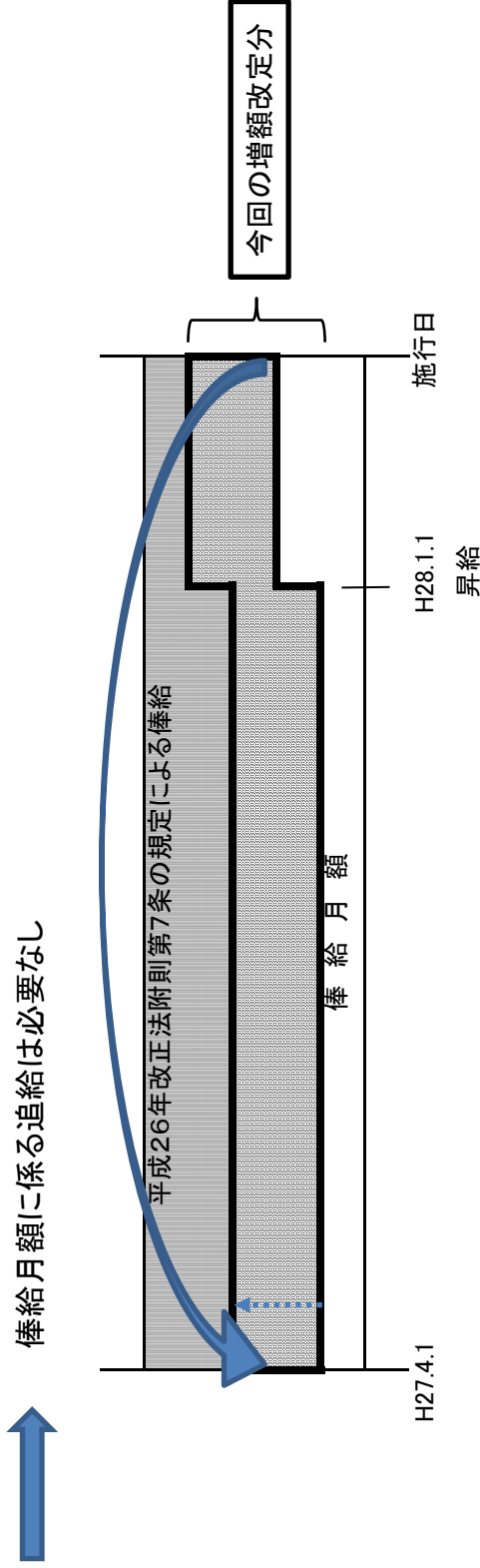
※ 読み替えて適用する規定（規則9—139第3条第1項第2号）

- 二 降格をした場合（第6号に掲げる場合を除く。）又は降号をした場合 **切替日の前日においてその者が受けていた俸給月額に相当する額**から、**当該降格又は降号をした日に当該降格又は降号がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸に対応する俸給月額**（同日が一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成28年法律第1号）の施行の前日であるときは、同法第1条の規定による改正前の給与法の規定による俸給月額。以下この号において同じ。）**に相当する額と当該降格後に受けることとなる号俸**（当該降格をした日が同法の施行の前日であるときは、規則9—8—80（人事院規則9—8（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則）の規定による改正前の規則9—8の規定による号俸）**又は当該降号後に受けることとなる号俸に対応する俸給月額との差額に相当する額**（降格又は降号を2回以上した場合には、あつては、それぞれの当該差額に相当する額を合算した額）を**減じた額**

平成28年給2—18(給与法等の改正に伴う差額の支給等について)

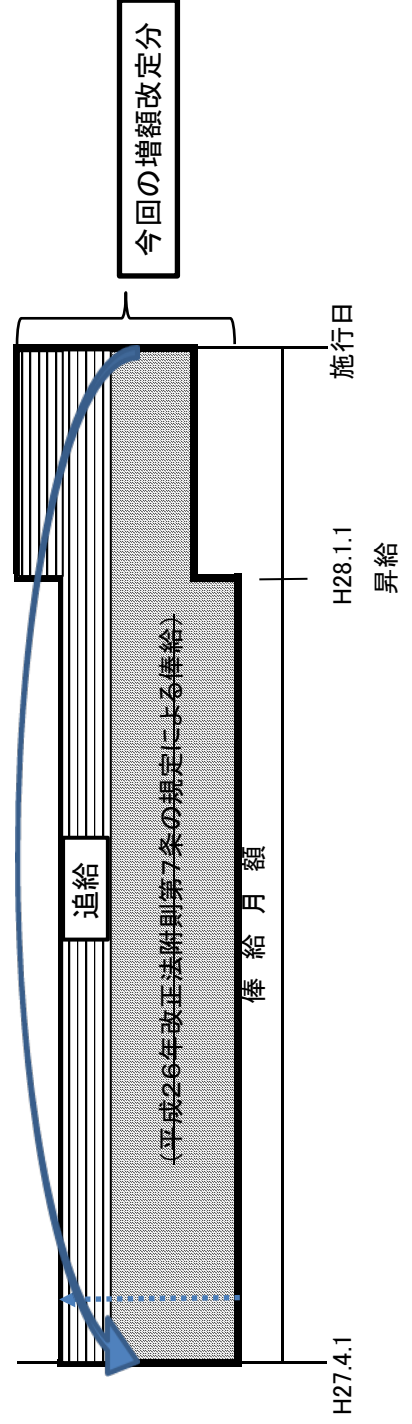
平成26年改正法附則第7条の規定による俸給(経過措置額)を受けている職員の給与法改正に伴う差額支給の取扱いについて

- 1 経過措置額が減少するが、引き続き経過措置額の支給対象であり、俸給月額との合計額が同一である場合 <第2項(1)>



- 2 経過措置額が支給されないこととなる場合 <第2項(2)>

↑ 今回の改正により受け起こった俸給月額を支給額が、経過措置額の基礎となる額(平成27年3月31日に受けていた俸給月額等)を上回った額(下図)の追給が必要。



平成27年4月1日以降に係る給与を減額された職員の
俸給月額等が給与法等に基づき改定された場合の例

★ 俸給月額の改定

行政(一)2級9号俸(201,800円) \Rightarrow 行政(一)2級9号俸(204,300円)
(増額改定)

★ 地域手当の支給割合の改定

地域手当10%(20,180円) \Rightarrow 地域手当10.5%(21,451円5銭)
(増額改定) (円未満切捨て)

(仮定条件)

※減額される時間は2時間とする。

※扶養手当は支給されないものとする。

※年齢は55歳未満とする。

※経過措置額は支給されないものとする。

《給与法改正前の減額計算》

1 減額の総額

(減額(総額)に際しての1時間当たりの額)

$$\frac{[201,800円 + 20,180円] \times 12}{38.75時間 \times 52週} = 1,321円96銭 \rightarrow 1,322円 \quad (\text{円未満四捨五入})$$

(減額の総額)

$$1,322円 \times 2時間 = 2,644円 (\text{減額の総額}) \quad \text{--- ①}$$

2 俸給に対応する額

(減額(俸給)に際しての1時間当たりの額)

$$\frac{201,800円 \times 12}{38.75時間 \times 52週} = 1,201円78銭 \rightarrow 1,202円 \quad (\text{円未満四捨五入})$$

(俸給の減額分)

$$1,202円 \times 2時間 = 2,404円 (\text{俸給の減額分}) \quad \text{----- ②}$$

《給与法改正後の減額計算》

1 減額の総額

(減額(総額)に際しての1時間当たりの額)

$$\frac{[204,300円 + 21,451円] \times 12}{38.75時間 \times 52週} = 1,344円42銭 \quad (\text{円未満四捨五入})$$

(減額の総額)

$$1,344円 \times 2時間 = 2,688円 (\text{減額の総額}) \quad \text{--- ③}$$

2 俸給に対応する額

(減額(俸給)に際しての1時間当たりの額)

$$\frac{204,300円 \times 12}{38.75時間 \times 52週} = 1,216円67銭 \rightarrow 1,217円 \quad (\text{円未満四捨五入})$$

(俸給の減額分)

$$1,217円 \times 2時間 = 2,434円 (\text{俸給の減額分}) \quad \text{----- ④}$$

《減額すべき額の差額の精算》

1 俸給に対応する額の差額

改正前の俸給の減額分 2,404円(②) - 改正後の俸給の減額分 2,434円(④) = -30円

\Rightarrow 俸給の追給時に30円を差し引く

2 地域手当に対応する額の差額

減額の総額に係る差額 - 俸給に対応する額の差額 = 地域手当に対応する額の差額

(減額の総額に係る差額)

改正前の減額の総額 2,644円(①) - 改正後の減額の総額 2,688円(③) = -44円

(地域手当に係る減額すべき額の差額)

減額の総額に係る差額(-44円) - 俸給に係る減額すべき額の差額(-30円) = -14円

\Rightarrow 地域手当の追給時に14円を差し引く

